

## 横浜市と関東学院大学が包括連携協定を締結

横浜市(市長 山中 竹春)と関東学院大学(横浜市金沢区、学長 小山 巖也)は、「社会連携教育」の拠点となる関内キャンパスが令和5年4月に開学したことを契機に、これまでの連携・協力関係をさらに発展させるため、包括連携協定を締結しました。

### 1. 連携事項と主な取組内容

#### (1) イノベーションの創出及び産業の活性化に関する事項

学生・研究者等と市内企業・スタートアップの交流促進によるイノベーションの創出  
LINKAI 横浜金沢(金沢臨海部産業団地)のイベント等による魅力発信  
市内製造業のめっき等表面処理の技術力向上に向けた支援

#### (2) まちづくり及び地域社会の活性化に関する事項

中区の地域活性化のため、若者の目線で地域課題の解決方法を探る「地域創生まじゅんプロジェクト」の実施  
中区および金沢区での大学生との連携による地域の魅力の発信  
関内・関外地区のにぎわい創出に向けたまちづくりへの参加  
横浜市内への居住促進に向けたシティプロモーション

#### (3) 人材の育成及び知の交流に関する事項

市内製造業との連携強化によるものづくり人材の育成  
中区役所・金沢区役所での職場体験を通じた大学生の職業意識の向上  
市内事業者と大学生による小学校でのものづくり体験の実施

#### (4) 教育・研究の社会連携に関する事項

地域課題の解決をめざした教育・研究活動への相互協力  
市内製造業との教育・研究における連携  
産官学連携による環境教育及び普及啓発の取組の実施

#### (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

#### 関東学院大学概要

市内大学学生数《第3位》(金沢八景・関内・金沢文庫キャンパス)

1884年横浜・山手に米国人宣教師が創立した横浜バプテスト神学校が源流。1949年の学制改革により関東学院大学となる。現在では、国際文化学部、社会学部、法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築・環境学部、人間共生学部、教育学部、栄養学部、看護学部の11学部を設置する総合大学。学生数11,152名(令和5年5月現在)

## 2. 締結の経緯

- ・平成 30 年3月、関内駅前の教育文化センター跡地の活用事業者として、市民の知の交流拠点「オープンナレッジポート」の創設をコンセプトする関東学院大学が選定されました。
- ・令和5年4月、関内キャンパスで法学部、経営学部、人間共生学部コミュニケーション学科の約3,300名が就学を開始しました。
- ・関東学院大学は関内キャンパスを全学的な「社会連携教育」の拠点として、企業や自治体、地域と連携した多彩な教育プログラムを横浜の街を舞台に展開することを目指しています。
- ・横浜での学びの環境が一層充実したこの機会をとらえ、関東学院大学と横浜市との連携・協力関係をこれまで以上に深めていくため、大学より包括連携協定の提案をいただきました。
- ・横浜市としても、関東学院大学がこれまで以上に横浜の社会課題に積極的に関わることで、双方のさらなる発展が促進されることを期待し、締結を行うこととしました。

### 関内キャンパス施設概要

地上17階、地下2階（延床面積：27,051.75㎡）

#### 主な施設

ブックカフェ／ランニングステーション／テンネー記念ホール（最大654名収容）／コワーキング・スペース／マッチングオフィス／デジタル図書室／ラーニングコモンズ／教室等  
（一部施設については、市民向けに開放）



## 【参考】これまでに締結している横浜市と関東学院大学との主な個別協定

引き続きこれらの取組を推進しながら、包括的な連携関係を発展させていきます。

- ・金沢区と関東学院、横浜市立大学との連携推進に関する協定（平成20年11月～）  
キャンパスタウン金沢として、地域と連携した教員及び学生による活動に補助などを実施中。
- ・関東学院大学と横浜市水道局との連携・協力に関する基本協定（平成23年2月～）  
水道局職員への技術研修や、学生を対象とした間伐体験などを実施中。
- ・かなざわ八携協定（平成26年7月～）  
（京浜急行電鉄株式会社、横浜商工会議所金沢支部、学校法人関東学院、横浜金沢観光協会、株式会社横浜シーサイドライン、株式会社横浜八景島、公立大学法人横浜市立大学、横浜市金沢区役所）  
少子高齢化の進む金沢区の地域活性化策を協力して実践中。

### お問合せ先

横浜市政策局大学調整課長 澤田 賢一 Tel 045-671-4271

関東学院大学広報課長 大澤 麻衣子 Tel 045-786-7049

## 横浜市と関東学院大学との包括的な連携に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と、関東学院大学（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、緊密な連携を行うことを通じ、社会課題の解決及び大学の教育・研究機能の向上を図り、もって横浜の更なる発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) イノベーションの創出及び産業の活性化に関する事項
- (2) まちづくり及び地域社会の活性化に関する事項
- (3) 人材の育成及び知の交流に関する事項
- (4) 教育・研究の社会連携に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項の具体的な実施事項については、甲と乙が合意の上決定するものとし、必要に応じて本協定に基づく個別協定等を締結することができるものとする。

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更ができるものとする。

（疑義等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月2日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市長

乙 横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号  
関東学院大学学長